



## 最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

北海道労働局一般公示第6号

北海道地方最低賃金審議会は、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金、北海道鉄鋼業最低賃金、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、及び北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、北海道の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和7年8月22日までに、北海道地方最低賃金審議会（札幌市北区北8条西2丁目1番1号札幌第一合同庁舎北海道労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年8月8日

北海道労働局長 村松 達也